

消費者安全法の一部を改正する法律(概要)

平成24年8月
消費者庁

消費者事故等の調査機関の設置

経緯

- ・消費者庁発足以前より様々な事故が発生(ガス瞬間湯沸器事故、エレベーター事故、こんにやく入りゼリー窒息事故等)
- ・【消費者庁関連三法案に対する附帯決議(参議院)】(平成21年5月28日)
「…消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う…」
- ・【事故調査機関の在り方に関する検討会】
有識者からなる検討会で関係省庁・機関の協力も得て議論(全14回)。平成23年5月取りまとめ。

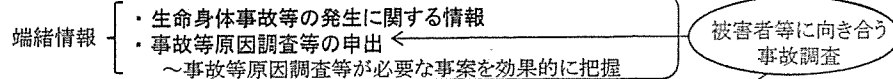
概要

消費者安全調査委員会の設置

【組織】 ○委員(7名・非常勤)(合議制の機関、委員は独立して職権を行使) } 内閣総理大臣任命
○臨時委員、専門委員(必要に応じて任命)

【調査対象】「生命身体事故等」・生命・身体分野の消費者事故等 ~ 製品・食品・施設・役務を広く対象
(運輸安全委員会の調査対象とされている事故等を除く)
※法律施行前に発生した事故等も対象
・生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因究明する必要性が高いもの

【事故等原因調査等、提言のイメージ】



事故等原因調査等

●事故等原因調査(自ら調査)

必要な限度において、調査権限を行使
~ 必要な事故調査が十分になされているとはいえない消費者事故等

【調査権限】

報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止

●他の行政機関等による調査等の結果の評価等

他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見

○情報提供

被害者等の心情に十分配慮し、被害者等に適時適切な方法で情報提供

○調査等の委託

(実験・分析等を委託)

大学、民間団体の研究機関等

発生・拡大防止等のための提言

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について

- 内閣総理大臣に対する勧告・意見具申
- 関係行政機関の長に対する意見具申

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のための各種措置

消費者庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・消費者への注意喚起
- ・関係省庁への措置要求
- ・事業者に対する勧告・命令(すき間事案)

関係省庁

- ・発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・所管分野の事業者に対する勧告・命令等

※事故等原因調査等に応ずる行為や申出をしたことを理由とした不利益取扱いは禁止

消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入

経緯

【消費者安全法 附則(抄)】

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

概要

①事業者に対する措置

(「すき間事案」の場合(被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合))
(例)実態のない利用権の取引、換金困難な外国通貨の取引等

○措置の要件:「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)

取引の分野の「消費者事故等」(※1)のうち、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって事業者が示す内容・取引条件と実際のもが著しく異なる取引など(※2)が行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態

(※1)不実のことを告げること、故意に事実を告げないこと等が事業者により行われた事態
(※2)そのほか政令で定める取引

○措置の内容:事業者に対して、内閣総理大臣が措置

- ・被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を勧告
- ・勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を命令(命令違反に対しては罰則)

②関係機関等への情報提供

被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が関係機関等へ提供

(例)消費者庁が犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる振り込み詐欺救済法に基づく口座の凍結のため、金融機関に対し、必要な協力を行った上で情報提供

【「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】

